






平成25年12月5日

三重県議会議長 山本 勝 様

三重県議会伊勢湾再生促進議員連盟

設立発起人	中 西 勇	
設立発起人	奥 野 英 介	
設立発起人	中 川 康 洋	
設立発起人	稲 垣 昭 義	
設立発起人	中 嶋 年 規	

三重県議会議員連盟の設立について

このことについて、下記のとおり議員連盟を設立したいので、三重県議会議員連盟の設立等に関する要綱第4条第1項の規定により申し出ます。

記

- | | |
|-----------|------------------|
| 1 議員連盟の名称 | 三重県議会伊勢湾再生促進議員連盟 |
| 2 設立趣意書 | 別添のとおり |
| 3 規約案 | 別添のとおり |
| 4 賛同者名簿 | 別添のとおり |

三重県議会 伊勢湾再生促進議員連盟 設立趣意書

日本の中央部に位置する伊勢湾は、流域圏の人のびとに古くから豊かな海の幸を供給するとともに、海上交通の場、海水浴場等住民の憩いの場などとして利用されてきた。豊かな自然の恩恵を享受し、誰もが幸せを実感し、生き生きと暮らすうえで、伊勢湾の果たす役割は大きい。

その一方で伊勢湾は、急速な経済発展による環境への影響を受け、水環境の悪化、自然海岸の減少、海の生物の生息の場の減少など、多くの課題を抱えている。

これまで、国では、平成18年2月に国の関係省庁と東海3県1市等で構成する「伊勢湾再生推進会議」を設立し、平成19年3月に「伊勢湾再生行動計画」を策定した。この計画では、「人と森・川・海の連携により健全で活力ある伊勢湾を再生し、次世代に継承する」をスローガンに掲げ、広域的・総合的な取組を進めているところである。

三重県においても、「みえ県民ビジョン」に「環境を守る持続可能な社会～自然を大切に、環境への負荷が少ない社会」を掲げ、「地球温暖化対策の推進」や「廃棄物総合対策の推進」などとともに「大気・水環境の保全」を環境政策の柱の一つと位置づけ、様々な取組を行っている。

しかし、依然として毎年のように赤潮や貧酸素水塊が発生するなど、伊勢湾における水環境の改善は進まない状況であり、汚濁負荷の主な要因である生活排水対策に加え、森林整備、干潟等の保全・再生・創出、漂流・漂着ごみ対策などの総合的な対策を加速し、恵み豊かな伊勢湾を再生する必要がある。

こうしたことを踏まえ、本県議会においても伊勢湾の再生を促進することを目的とする議員連盟の設立を提案するものである。

平成25年12月5日

三重県議会 伊勢湾再生促進議員連盟 発起人

氏 名	会 派 名
前 垣 昭 義	新 政 み 之
中 嶋 年 規	自 民 み ら い
中 西 勇	お ち の 党
中 川 康 洋	公 明 党
奥 野 英 介	鷹 山

三重県議会 伊勢湾再生促進議員連盟 規約（案）

（名称）

第1条 本連盟は、三重県議会伊勢湾再生促進議員連盟と称する。

（目的）

第2条 本連盟は、人と森・川・海の連携により、健全で活力ある恵み豊かな伊勢湾の再生を促進することを目的とする。

（事業）

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）恵み豊かな伊勢湾の再生を着実に実現するための施策推進及び情報交換並びに支援
- （2）国等に対する要望活動
- （3）目的を同じくする他団体との情報交換及び連携
- （4）その他、本連盟の目的達成に必要な事業

（事務所）

第4条 本連盟の事務局を三重県議会内に置く。

（会員）

第5条 本連盟は、第2条の目的に賛意を表する三重県議会議員をもって組織する。

（役員）

第6条 本連盟に、次の役員を置く。

会長 1名 副会長 1名 幹事長 1名
幹事 若干名 監事 2名

- 2 会長は、総会において会員の中から選出する。
- 3 副会長、幹事長、幹事及び監事は、会長が総会に諮って指名する。
- 4 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 5 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

（役員職務）

第7条 会長は、会務を統理し、本連盟を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 幹事長は、本連盟の事務を統括する。
- 4 幹事は、本連盟の運営にあたる。
- 5 監事は、本連盟の会計を監査する。

(顧問)

第8条 本連盟に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が総会に諮って委嘱する。

(総会及び役員会)

第9条 総会は、本連盟の意思決定機関として、会長が招集する。

2 会長が必要であると認めるときは、臨時に総会を招集することができる。

3 役員会は、会長が必要に応じて招集し、本連盟の運営について協議する。

(経費)

第10条 本連盟の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、会員一人当たり月額500円とする。ただし、必要に応じて役員会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。

3 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第11条 この規約に定めるものほか、運営に必要な事項が生じたときは、会長が役員会に諮って定める。

(附則)

1 本規約は、平成 年 月 日から施行する。

2 本規約の施行後最初の役員の任期は、第6条第4項の規定に関わらず、施行日から平成26年5月以降に開催する総会までとする。

伊勢湾再生促進議員連盟賛同者名簿

平成25年12月5日現在

選挙区	氏名	会派	伊勢湾再生促進議員連盟	備考
津市	杉本熊野	新政みえ	○	
津市	舟橋裕幸	新政みえ	○	
津市	前田剛志	新政みえ	○	
四日市市	稲垣昭義	新政みえ	○	
四日市市	田中智也	新政みえ	○	
四日市市	水谷正美	新政みえ	○	
伊勢市	辻三千宣	新政みえ	○	
伊勢市	中村進一	新政みえ	○	
松阪市	後藤健一	新政みえ	○	
松阪市	笹井健司	新政みえ	○	
桑名市・桑名郡	小島智子	新政みえ	○	
桑名市・桑名郡	三谷哲央	新政みえ	○	
鈴鹿市	下野幸助	新政みえ	○	
鈴鹿市	彦坂公之	新政みえ	○	
鈴鹿市	藤田宜三	新政みえ	○	
名張市	北川裕之	新政みえ	○	
尾鷲市・北牟婁郡	津村衛	新政みえ	○	
亀山市	長田隆尚	新政みえ	○	
熊野市・南牟婁郡	藤根正典	新政みえ	○	
いなべ市・員弁郡	日沖正信	新政みえ	○	
伊賀市	森野真治	新政みえ	○	
三重郡	館直人	新政みえ	○	
多気郡	濱井初男	新政みえ	○	
度会郡	吉川新	新政みえ	○	
	24	小計	24	
津市	青木謙順	自民みらい	○	
津市	小野欽市	自民みらい	○	
津市	前野和美	自民みらい	○	
四日市市	石田成生	自民みらい	○	
四日市市	津田健児	自民みらい	○	
四日市市	永田正巳	自民みらい	○	
伊勢市	中川正美	自民みらい	○	
桑名市・桑名郡	貝増吉郎	自民みらい	○	
桑名市・桑名郡	山本勝	自民みらい	○	
鈴鹿市	小林正人	自民みらい	○	
名張市	中森博文	自民みらい	○	
鳥羽市	中村欣一郎	自民みらい	○	
いなべ市・員弁郡	水谷隆	自民みらい	○	
志摩市	中嶋年規	自民みらい	○	
志摩市	山本教和	自民みらい	○	
伊賀市	粟野仁博	自民みらい	○	
伊賀市	岩田隆嘉	自民みらい	○	
三重郡	服部富男	自民みらい	○	
多気郡	西場信行	自民みらい	○	
度会郡	村林聡	自民みらい	○	
	20	小計	20	
伊勢市	奥野英介	鷹山	○	
尾鷲市・北牟婁郡	東豊	鷹山	○	
熊野市・南牟婁郡	大久保孝栄	鷹山	○	
	3	小計	3	
津市	今井智広	公明党	○	
四日市市	中川康洋	公明党	○	
	2	小計	2	
松阪市	中西勇	みんなの党	○	
	1	小計	1	
	50	合計	50	